

令和8年度 大津市男女共同参画センター電話相談業務仕様書

1 業務名

大津市男女共同参画センター電話相談業務

2 業務の目的

男女の固定的役割分担意識から生じる問題で悩む人や配偶者等からの暴力など性差に起因した困難を抱える人が、一人で悩むことなく安心して相談することで、相談者自身が自らの力で悩みや問題を解決していくことができるように、男女共同参画の視点によるカウンセリング技法を備えた相談員が電話による相談を通じて支援を行い、自立や社会参画等を促すことを目的とする。

3 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務場所

(1) 電話相談

受託者執務室又は大津市男女共同参画センター電話相談室（滋賀県大津市浜大津四丁目1番1号明日都浜大津1階）

5 相談員

男女共同参画に関する必要な知識を有し、相談業務の実務経験を1年以上有する者又は臨床心理士、公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士、産業カウンセラーのいずれかの資格を有する者とする。

6 業務内容

(1) 電話相談

① 相談内容

一人一人が自分らしく生きる上で、家庭、職場、日常生活、人間関係、健康等の多様な悩み、生きづらさに対して、男女共同参画の視点でカウンセリングの技法を備え、相談者の気持ちを受け止め、心理的サポートをしながら社会資源の情報提供、様々な選択肢を提案し、相談者が自己決定できるよう支援する。

また、DV被害等の緊急を要する相談においては、本市おける関係所属等と連携し、迅速に対応する。

② 方法

委託者執務室の電話機に入電後、受託者の電話機にこれを転送し、受託者執務室にて電話相談の対応を行う。(委託者執務室での実施も可)

相談に当たっては、相談員1人以上を配置(例：1人が相談を受け、他の1人が資源提案やメモ等のサポートを行う等)する。

③ 相談日時

毎週木曜日 10時から16時まで

※ただし、当センターの休館日を除く。休館日は次のとおり。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日まで

※なお、年間の相談実施回数は、計50回を予定している。

④ 一人当たりの相談時間

原則として30分以内とする。

(3) 相談記録（日報／様式1、及び月報／様式2）の作成及び報告

- ①受託者は、相談ごとに本市が指定する様式で相談記録（日報／様式1）を作成し、相談日翌日までに委託者へ報告する。
- ②月ごとに相談件数等を取りまとめ（月報／様式2）、委託者へ提出すること。
- ③その他、必要に応じて委託者へ報告すること。

(4) 情報収集及び提供

受託者は、適切な情報提供や他機関を紹介するため、資料の収集、整理に努めるものとする。

(5) 他機関との協力、連携

継続して支援を行うことが必要と認められる場合には、必要に応じて適切な機関を紹介するなど協力及び連携を図るものとする。

7 相談費用

相談費用は無料とする。ただし、電話相談における電話料金は相談者が負担し、電話を委託者から受託者へ転送することで発生する電話料金は委託者が負担する。

8 その他

委託料には、相談に係る経費、報告（日報、月報）に係る経費、旅費等、実施に係る全ての経費を含むものとする。